

議員提出第5号

被災者の住宅再建支援制度の拡充に関する意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年6月22日

提出者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛成者 吉川市議会議員 吉川 敏幸

〃 小野 潔

〃 降旗 聡

吉川市議会議長 互 金次郎 様

提案理由 口頭

被災者の住宅再建支援制度の拡充に関する意見書

熊本県を中心とする地震災害では、震度 7 の大地震が 2 度起き、震度 6 や震度 5 を含む 1300 回を超える地震が連続的に発生するというかつて経験したことがない地震によって甚大な被害が起きている。住宅など 7 万棟以上の建物が全半壊、損壊となり、多くの被災者が今も厳しい避難生活を強いられており、あらゆる対策を被災者優先の原則で進めることが極めて切実な課題となっている。

とりわけ、住宅への被害が極めて大きく、被害が集中している地域では住宅が軒並み倒壊するなど住宅の再建が出来なければ、地域のコミュニティが丸ごと損なわれることが強く危惧されている。

住宅の再建は、被災者の生活と生業、被災地の復興の基盤であり、すべての被災者が住宅再建できるような支援策が求められている。しかし、現行の被災者生活再建支援法では全壊家屋に対して 300 万円を限度額とする支援金を支給することとなっているが、300 万円では住宅再建が極めて厳しく、東日本大震災では自治体が様々な上乘せ補助を実施しているところである。

よって、国においては、下記の事項について、速やかに実行に移すよう強く要望する。

記

- 一．被災者生活再建支援法による支援金を 300 万円から 500 万円に引き上げるとともに、対象を半壊にも拡大すること。
- 一．一部損壊住宅の修繕・耐震強化を支援できるように、住宅リフォームなどに補助制度を設けること。

以上、地方自治体法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 22 日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

財務金融大臣

国土交通大臣

復興原発事故再生大臣